

ぎんプラNEWS

配偶者居住権はどんな制度？複雑な妻子関係の遺産分割に有効？

2017年に改正民法が成立し、2020年4月1日以後に開始する相続から配偶者居住権の設定が可能となりました。

配偶者居住権とは？

配偶者居住権は、配偶者の生存中は被相続人の所有していた建物に引き続き無償で居住できる権利です。被相続人が生存中の同居や生計が一であることは求められておらず、被相続人が所有していた建物に被相続人の死亡時に配偶者が居住していたことが要件となります。

配偶者の居住、老後生活の安定が図れます

前提条件 相続人：妻、子ども2人 総資産：自宅・・・5,000万円 現金預金・・・1,000万円
相続人の妻と子が不仲

	6,000万円	×	1 / 2	=	3,000万円
	6,000万円	×	1 / 4	=	1,500万円
	6,000万円	×	1 / 4	=	1,500万円

自宅を売却して換金しないと分割できない・・・

配偶者居住権を設定すると・・・

	5,000万円	⇒	居住権 2,500万円		2,500万円	+		500万円	=	3,000万円
			所有権 2,500万円		1,250万円	+		250万円	=	1,500万円
					1,250万円	+		250万円	=	1,500万円

妻は自宅を失うことなく、預金も相続する事ができ、老後生活を安定させることができます。

橋本税理士



こんな方にお勧めです！

- ・妻と子が不仲な方
- ・後妻、連れ子など家族関係が複雑な方

私たちにご相談下さい！

配偶者居住権は遺言書、遺産分割協議で設定が可能です！

わたしの
視点



ぎんざ相続プラザ
Ginza Souzoku Plaza

0120-11-3539

(イイソウツク)

〒104-0061 東京都中央区銀座7-16-14 銀座イーストビル5階 ぎんざ相続プラザ
(運営会社) 株式会社 BAMC associates 税理士法人 BAMC
TEL : 03-3541-2242 FAX : 03-3541-2243

URL : <https://www.ginpla.jp>

